

独立行政法人自動車事故対策機構法施行令案要綱

第一 独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）に転出した国家公務員共済組合の組合員に係る継続長期組合員制度の特例に関する事項を定めること。
（本則関係）

第二 附則

- 1 この政令の施行期日について定めること。
（附則第一条関係）
- 2 政府及び政府以外の者から機構に対し出資されたものとする金額を定めること。
（附則第二条関係）
- 3 機構が承継する資産の価額の評価に関し必要な事項を定めること。
（附則第三条関係）
- 4 自動車事故対策センターが解散した場合における解散の登記について定めること。
（附則第四条関係）
- 5 政府が免除するものとする債権の額等を定めること。
（附則第五条関係）
- 6 機構が行う持分の払戻しの方法等について定めること。
（附則第六条関係）
- 7 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）その他の関係政令の規定の整備を行うこと。
（附則第七条から第十六条まで関係）